

手続き簡易化の方針（案）

1. 簡易化に関する主要論点への対応策

- (1) 庁舎等を中心とする施設整備の比重の高い事業を対象とする。
- (2) P F I 事業が未実施である地方公共団体への普及を念頭におく。
- (3) 手続き簡易化・柔軟化については、震災復興 WG の検討結果を基本として、手続き期間短縮を中心とした具体的対応策を示す。

【具体的対応策】

- ① 簡易化の場合の標準スケジュール（全体フロー図の作成）に沿った手続きの実施
→予算、議会等のスケジュールも勘案した全体のフロー図を作成してわかりやすく明示。
- ② 施設整備の構想段階から P F I 手法も含む事業手法の検討を始めるとともに、施設の基本計画策定と一括して事業手法の検討を行うこと
→プロセスガイドラインに推奨する方策として記述。
- ③ 実施方針の内容変更が想定されない事業における実施方針公表と特定事業選定の手続きの同時実施により、実施方針に対する民間事業者からの質問回答・意見招請を省略すること
→プロセスガイドラインに選択肢として可能であることを明示。
- ④ 入札公告前／後の民間事業者との対話の場は確保すること
 - (1) 公告前に民間事業者の意見を聞く必要のある場合：要求水準書(案)を実施方針公表時に示して意見招請・質問回答を行い、必要に応じ要求水準書(案)を修正する。対話を行う部分を絞り込んで提示することも可とする。
 - (2) 実施方針公表前のマーケットサウンディングの状況、スケジュール又は発注内容等を鑑み、公告前に民間事業者の意見を聞く必要のない場合：公告前の意見

招請・質問回答を行わず、公告後の質問回答のみを行う。

→プロセスガイドラインにいずれかを選択可能であることを明示。

⑤ 効率的なタイミング及び方法によるVFMの算出

→PFI法や基本方針におけるVFM算出の位置づけの確認とVFM算出の代替手段の検討。

・「客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）」
（PFI法第11条）

・公的財政負担の見込額の算定に当たっての留意事項（基本方針一 3（2））

→庁舎等における過去PFI事業のVFM算定結果について、前提条件なども勘案して一覧を作成、明示。

→プロセスガイドラインにおいて、PSCとPFI-LCCの比較が義務付けられているわけではなく、過去の同種PFI事業のVFMをもって客観的定性評価が可能であることを明示。

⑥ 民間事業者選定後の簡易化に資する作成素材や標準契約1の活用

→作成素材の提供、標準契約1の活用の推奨を行う。

（4）手続きの複雑さへの対応については、アドバイザーと発注者の役割分担について解説し、アドバイザーの活用を明示。

（5）担当者がPFI導入を内外に説明するために必要な材料を提示。

（6）バンドリングによる施設整備・運営のメリットを示し、バンドリングPFIの活用による機動的な施設整備を促進。

2. 簡易化に関する対応策のまとめ方

（1）上記対応策に関して、複数の地方公共団体の意見を聴取し、実際の適用事例の公表等も視野に入れて、実用性・汎用性を担保しながら検討を進める。

（2）対応策については、ガイドラインの改正において基本的な方向性を示し、それに基づき、簡易化マニュアルを策定の上、公表・周知を行う。